

●契約書

1 P14 諾（ダク）の再契約は必須ですか。再契約締結の期限・期日はありますか。時期をずらして行えますか？P14 に使用料規定が改正されても再締結不要とあるが、料金が増加しても自動的に契約継続となるという意味ですか。

➡現在、自動継続でのご契約をいただいておりますので契約は継続いたします。あくまでも契約書の条ずれ等の齟齬を解消するための契約書の新フォーマットによる再締結とご理解いただけますと幸いです。契約書の再締結につきましては使用料報告のご申請時と同時でなくても問題ございませんが、年度内にお手続きいただけますと幸いです。"

2 再契約に関して、弊社では契約締結の際に、事前に契約内容を社内で確認する必要がございます。事前に契約のテンプレート等をご提供いただけますでしょうか？

➡[2025年度使用料報告特設ページ](#)よりご確認くださいことができます。また、使用料報告のご申請を進めていただきますと甲乙名が記入された契約書サンプル・見積書・使用料報告書をダウンロードいただけます。

3 契約書について、リーガルチェックでひっかかることがあります。レビュー結果によって、修正をお願いすることはできますか？ 別の著作権管理団体との間の契約補遺の締結に、今、難航しており（法務部が、この内容では締結できないと申しております）、修正可否を聞いているところです。

➡修正が必要な場合は、個別対応いたしますので[複製利用許諾システム「諾」](#)ダッシュボード内「質問ご要望」欄よりお問い合わせください。

4 今年度（2025年6月）から紙で契約開始いたしました。再締結は必要ですか？

➡今般契約書のフォーマットを一新いたしましたので、お手数ではございますが、再締結につきご協力のほどよろしく願いいたします。

5 毎年の利用料申請作業のほか、今後新規に必要となる作業が何か発生するというお話でしたでしょうか？（もし必要な手続きがあれば、資料等でご案内いただけると幸いです）

➡毎年行っていただく使用料報告に加え、契約書の再締結をお願いいたしております。使用料報告のご申請と可能な限り同時に契約書再締結のお手続きをいただける仕組みとなっております。

6 電子契約が難しい場合の手続きは？クラウドサイン以外の電子契約システムでの締結は可能でしょうか。

➡ご申請後に弊センター押印済み契約書 PDF をダッシュボードにアップロードいたします。紙で必要な場合には PDF データをプリントアウトいただき、貴社にて押印後、弊センター宛てにご送付ください。クラウドサイン以外の電子契約システムをご利用の場合は、契約書 PDF をダウンロードいただきご自身のシステムにアップロードいただきお手続きいただければと存じます。

7 契約書を再締結しなかった場合、どのような影響がありますか？

➡実態上大きな問題はございませんが、今回電子契約書の導入、条ずれが生じない契約書に一新いたしましたので契約書の再締結をご提案させていただいております。社内の稟議等で厳しい等のご事情がございましたら、[複製利用許諾システム「諾」](#)ダッシュボード内「質問ご要望」欄よりお問い合わせいただければと存じます。

8 契約の再締結について、クラウドサインという仕組みを使用したことがありません。その仕組みや操作方法が記載された詳細なマニュアル？はありますか？

➡[2025年度使用料報告特設ページ](#)、申請画面にマニュアルがございますのでご確認いただけますと幸いです。

9 クラウドサインで締結する場合、クラウドサインを利用するための利用契約なく、複製権センターから電子契約が弊社へ送られるということでしょうか？

➡ご理解の通りでございます。申請後にメールが届きますので、メールに記載の3ステップの流れでお手続きください。締結後に両社合意済みの契約書を印刷、PDFにてダウンロードいただくことができます。

10 古い契約書上で、自社が、例えば、第二節あるいは第五節を選択していることは明記されているでしょうか？

➡第5節が開始したのが2018年となりますので、契約締結日がそれ以前の場合は明記されていない場合がございます。2018年度以降のご契約であれば、記載があるかと存じます。契約書の表題が「著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約書」と記載されているものは第5節に該当いたします。

11 これまで自動契約継続だったのですが、継続契約する場合、必ず今年度契約書の再締結を行う必要があるということですか？

➡自動継続であることには変わりございません。今回、電子契約システム・契約書新フォーマットの導入がございますので契約書を再締結いただけますと幸いです。今回契約書の再締結を行っていただきますと、以後は使用料規程の改正があった場合でも契約書の再締結は不要となります。

12 契約書再締結について、現在締結済みの契約書は過去3年以内に締結をしたものとなっておりますが、その場合でも再締結が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。

➡ご理解の通りでございます。

13 再締結する際に、第5節に切り替える（加える）ことができるという認識でいいのでしょうか。

➡使用料報告のご申請時に第2節・第5節の選択箇所がございますので、お切り替えいただけます。

## ●グループ契約

1 共有対象とする子会社の数に制限はないという理解でよいですか

➡共有する子会社の数に制限はございません。ただし、同一目的での利用（各種会議、打合せ、所属部署内での情報共有等）における複写及び電磁的複製の上限は少部数(30部)・小規模(40人)となります。

2 グループ会社の従業員数もふまえて、現在親会社から一括して申請お手続きをさせていただいているのですが、グループ会社分も一括して行う場合は、ご説明いただいたグループ会社契約に今回から移行する感じなのでしょうか

➡子会社の人数の内訳をそれぞれご申請いただくこととなりますが、貴社のご事情により内訳ベースの人数による申請が難しい場合には今までと同様一括でご入力ください。

3 グループ契約の範囲は親会社+子会社、もしくは子会社間となっておりますが、持株会社とその関係会社も可能なのでしょうか？

➡例として親会社、子会社とご案内いたしました。持株会社やその関係会社等も可能でございます。持株会社（ホールディングス）傘下の各社の従業員間での情報共有を可能にするものをご理解いただければと存じます。

4 グループ契約の子会社の会社名、人数等を入力する画面はどちらにありますでしょうか、

➡[複製利用許諾システム「諾」](#) 使用料報告ご申請 STEP2 に入力画面がございます。

5 グループ契約というのは、グループ会社の従業員数で、年間費用が確定するのでしょうか。

➡主契約者の人数とグループ会社の人数を合わせた、グループ全体の人数で年間使用料が確定いたします。

6 グループ会社がありますが支払いを各社でしたいので、今まで通り各会社で締結したいと思います。それが問題ないですか？グループ契約のメリットは契約が1つで済むということ以外ありますか？

➡各社別々でご契約いただくことも可能です。メリットは、お手続き窓口が一つで済むこと、グループ会社間での複製物の共有が可能となることですのでグループ契約をご検討ください。請求書につきましてはグループ一括またはグループ各社ごとの発行も可能ですので支払いは従来通り各会社とすることができます。

7 今後グループ契約を行うにあたり、持株会社、グループ会社で別々に契約するよりも、費用面では、持株会社でグループ契約をする方が費用面で安価になるのでしょうか。それとも同じでしょうか。

➡費用面では、単独契約でもグループ契約でも同様となります。

8 グループ契約の場合、共有上限はグループ一括でしょうか？各社で共有上限を考えていいのでしょうか？

➡同一目的での利用における複写及び電磁的複製の上限は少部数(30部)・小規模(40人)となります。

9 グループ間で共有できるというのは具体的にどういうことでしょうか？

➡弊センターの許諾は各社内の内部における複製利用に限定されておりますので、従来は各会社内での共有に限られ、会社が異なると共有できない状態でしたが、グループ契約をご締結いただきますと、グループ契約の対象となっている会社間での著作物の共有が可能となります。ただし、会議、打合せ、部署内での情報共有等同一目的での利用における複写及び電磁的複製の上限は少部数(30部)・小規模(40人)となります。

### ●複製利用許諾システム「諾」について

1 毎年諾のPWが更新されていましたが、今後はPWの変更はないとの理解でよろしいでしょうか。

➡パスワードの変更は行っておりません。

2 「諾」にログインしましたが、説明資料 P.15「使用料報告・契約書再締結の手続きはまとめてこちらから」のボタンがありません。これから表示されますか？

➡受付開始後(7月15日(火)12:00～)にボタンが表示されます。

3 担当者が変わり、ダッシュボードにアクセスしたことがないのですが、ダッシュボードでは過去の使用料報告の内容を見ることができるようでしょうか。

➡過去5年分をご確認いただくことが可能です。

### ●お支払い

1 来年度の契約更新(契約の再締結)に伴う使用料金のお支払い期日はいつ頃になりますでしょうか？

➡今年度については、使用料報告のご申請を頂いた月の末日付で請求書を発行いたします。来年度以降も同様の予定です。

2 2025年3月に見積書を取得し社内の稟議書を申請し認可がおりましたが、7月使用報告の段階と金額は異なりますか？

➡金額は異なります。使用料報告のご申請お手続き時にも見積書をダウンロードすることができますので、ご確認ください。

## ●デジタルオプション

1 現行の第5節の契約条件と資料11頁にあるデジタル記事の複製オプションの違い（オプションを追加することによりどのようなサービスが追加で利用可能になるのか）を改めてご教示いただけますと幸いです。

→現行の第5節は、紙媒体からの複製(PDF化等)が条件となっております。そのうえでデジタル著作物複製オプションをご選択いただきますと、デジタル記事からの複製が可能となります。

2 新聞のデジタル記事(p.11)について。有料版の複製が可能とありますが、個人契約の有料版ではなく、法人契約の有料版との認識で正しいでしょうか。個人契約の有料版もOKなのでしょうか。

→法人契約の有料版から複製していただくことが望ましいですが、適法に入手された有料版であれば個人契約のものからの複製も可能です。

3 デジタル複製オプションの各新聞紙の追加単価は見積もりを作成しないと見られませんか？一覧で記載してあるページなどはないということでしょうか？

→各新聞紙の追加単価につきましては各新聞社様のご意向により、一覧の記載はございませんのでお見積書を作成いただきご確認ください。お見積書は弊センターの[複製利用許諾システム「諾」](#)から何度でも取っていただくことが可能です。

4 日経テレコンや日経スマートクリップ等のクリッピング記事は対象外との理解でよろしいでしょうか。

→ご理解の通りでございます。それぞれの規約に従ってご利用ください。日経テレコンやELNETのサービスでは再複製は禁止となっております。

## ●その他

1 今年1月の説明会資料はシステム上で拝見できるものでしょうか。

→弊センターHP内の[「使用料規程改正のご案内」](#)にございます[「使用料規定改正ご説明資料」](#)よりご確認ください。

2 知識不足で申し訳ございませんが、紙の原本（新聞氏）の回覧は複製に当たりますでしょうか。

→原本を回覧される場合は許諾を得ていただく必要はございません。コピーをとって回覧される際には弊センターの許諾、もしくは直接出版社様や新聞社様の許諾を得ていただく必要がございます。

3 個人的な使用の複製（コピー、データ保管）は問題あるのでしょうか。

→ご自宅で家族に共有するためにコピーをとっていただく際には著作権法上の私的な使用にあたると思われるため、許諾を得ていただく必要はございませんが、仕事で利用する目的で、コピーをとられる場合には「業務目的の利用」となりますので複製の許諾が必要となります。

4 業界紙で建設工業や建設通信新聞などの利用を希望しますが単価はいくらくらいでしょうか。

➡該当著作物は日本専門新聞協会を通じて委託を受けており弊センターの管理著作物ですので、弊センターとのご契約で、許諾範囲内をご利用いただくことができます。

#### ●クリッピング

1 クリッピング契約代行の対象となる新聞につきまして、今後対象を増やすご予定はありますでしょうか？ 専門紙（日刊工業新新聞、化学工業日報、電気新聞 等）

➡対象となる新聞をさらに増やせるよう、取り組んでおります。専門紙などご希望なものがございましたらご連絡をいただけますと幸いです。